

### 消費税増税の対応について

日ごろは弊社サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。

消費税法改正による消費税率の引き上げが 2019 年 10月に予定されております。

消費税法が改正された場合、当社サービスに係る各種料金に加算される消費税同等額を、

8%から10%に変更させていただきますので、事前にご案内申し上げます。

ご利用項目		増税適応のタイミング
TMT-NET	プロバイダ利用料	10/1 利用分より
TMS 各種プラン	定額保守料	10/1 利用分より
かいけつ! タキザワくん	サポートダイヤル加入料	10/1 利用分より
その他オプションサービス	その他サービス利用料	10/1 利用分より
カウンター料金	カラー複合機保守料	10 月中検針分より (10 月利用分より) 例) 9/10~10/10 = 10 月利用分

大変恐縮ではございますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

プラチナ光 ご利用企業様



株式会社テレ・マーカー  
プラチナ光コールセンター  
お客様専用ダイヤル  
0120-877-572

### プラチナ光 消費税増税の対応について

日頃は弊社光回線サービス「プラチナ光」をご利用頂き、誠にありがとうございます。

消費税法改正による消費税率の引き上げが2019年10月に予定されております。

消費税法が改正された場合、当社プラチナ光に係る各種料金に加算される消費税同等額を、

8%から10%に変更させていただきますので、事前にご案内申し上げます。

ご利用項目		適用する税率のタイミング
プラチナ光	光回線使用料	2019年10月基本料より 10%
	その他オプションサービス利用料	2019年10月基本料より 10%
	ひかり電話通話料	2019年10月1日発信使用料より 10%
請求手数料	N T T 合算請求ご利用時	2019年10月利用料金ご請求分より 10%
各種工事費	工事費・契約料等の一時金	2019年10月1日工事分より 10%
訪問作業費	設定作業などの訪問工事費用	2019年10月1日訪問分より 10%

大変恐縮ではございますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2019年9月30日

お客様各位

株式会社テレ・マーカー



## 消費税法改正に伴う料金変更ご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社を御愛顧頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では消費税および地方税法改定により、2019年10月1日から消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、当社の電気料金およびその他サービス料金等を変更させていただきます。

なお、電気料金の10月分ご請求金額については、消費税法上の経過措置により、10月分のご利用料金に2019年9月30日以前のご使用料金が含まれるお客様は消費税率8%が適用されます。

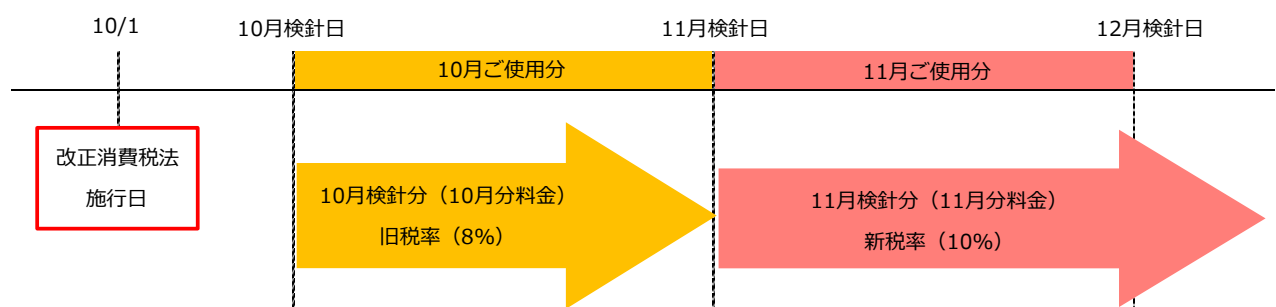
11月分の電気料金からは消費税率10%が適用となります。

また、新たな消費税率を反映した約款等につきましては、当社ホームページ内等で公表致します。

敬具

記

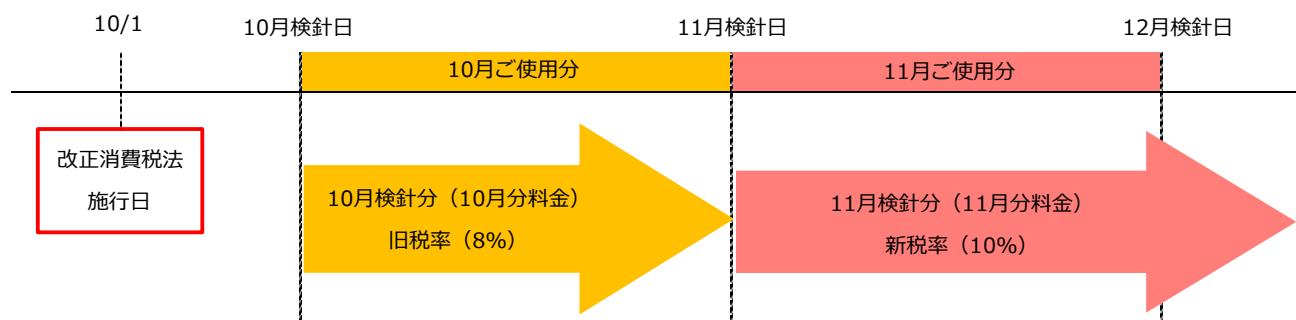
### 【電気料金のご請求について】



(注) 2019年11月1日以降に新規ご使用のお客様は、ご使用開始日から新単価を適用致します。

(注) ご契約年月日や供給地点に関わらず、全てのご契約に適用致します。

### 【請求書等の発行費用や各種手数料について】



(注) 各種手数料とは、請求書の発行費用や解約手数料などの事務手数料を指します。

以上

### 【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社テレ・マーカ― ビジでん

お電話でのお問い合わせ：0120-153-326 (平日9:00~18:00)

HPからのお問い合わせ：bizden@telemarker.co.jp

